

2. ガイドラインの概要

2-1 ガイドライン策定の目的

帯広の森では、これまで40年もの長い期間をかけ、67種約24万本もの樹木が植えられてきましたが、場所によって土壌等の環境が異なるため、より多様性を増していく森の成長に管理が追いついていないことなどにより、林内が暗く、ひ弱な木々が混み合って立ち枯れている、外来種の侵入や繁殖がみられるなど、一部に不健全な箇所が存在しています。散策などの市民利用に供するためには、人と自然が共存する森として良好に管理していく必要があります。

「帯広の森 森づくりガイドライン」は、森の現状を踏まえて区分した森林タイプごとに管理指針などを示すことにより、将来天然更新が促進されるための森の育成管理手法の確立や、森林タイプの特徴に即した適正な育成管理を実施し、市民協働の森づくりへの理解向上及び参画につなげるために策定したものです。

本ガイドラインでは、これまで帯広の森で森づくりを行ってきた市民団体などが森づくりの経験から得た知見を盛り込み、森づくりに関わる市民や行政が、森の育成管理にあたり留意すべきことを、作業内容の中で留意事項として示しています。

2-2 ガイドラインの遵守

本ガイドラインは、帯広の森に入るすべての人が守るべき指針です。行政や森づくりを行う市民はもとより、帯広の森内の施設管理者なども、本ガイドラインの内容を踏まえ、適切に樹木や草本の管理を進める必要があります。また、帯広の森の利活用に供する市民も、本ガイドラインの内容に配慮する必要があります。

2-3 ガイドラインが対象とする育成管理の期間

本ガイドラインは、森林形成期終了（～60年）までの育成管理を示すものですが、時間の経過による状況の変化を反映させるため、指針の運用状況などを確認する中で、必要に応じて見直しを行います。

2-4 ガイドラインの構成

本ガイドラインでは、森林のタイプを3種類に区分し、それぞれの森の特徴に合った管理手法を示すほか、100年の森づくりを4つの森のステージに区分し、作業内容などにおいて、主な対象となる森のステージを示しています。

このように、森林のタイプやステージを区分する手法は、「帯広の森利活用計画」の考えを踏襲したものです。

■3つの森林タイプ（帯広の森利活用計画による）

平成6年に策定された帯広の森利活用計画の「森林配置計画」において、次のように記述されています。また、「森林配置計画図」において、帯広の森のタイプを、①原生的自然の森、②森、③散開林の3つの森林タイプに区分しています。

過去19年に渡る植樹により形成されてきた帯広の森区域内における多様な森林区を生かしつつ、立地条件、自然環境等を踏まえた森林配置計画を行うものとする。

帯広川の西側に広がる「ふるさとの森区」においては、周辺の広大な景観に合わせ、カシワを主体とした純林に近い壮大な郷土の森を目指す。

これに対し、売買川周辺に広がる「ふるさとの森区」においては、カシワ、シナノキ、イタヤ等の多様な樹種より成る森林を目指す。両者においては、林床に違いがあり、カシワの純林区の方がより種類の豊富な林床となる。

ヤチダモ林やハルニシ林等も立地条件に合わせて同様に配置させる。

動物等の生息のためにも、林床の人為的管理を行わず、人の出入りを制限した場所を設け、自然の遷移を促す方向に森林を発達させる。

斜面林の骨格となる森によってそれらの原生的自然の森を連続した森林としていく。

区域のほぼ中央を貫く、栄通り沿いには、両側に連続して高密度の森林を配置させ、景観的に“広大な帯広の森”を実感できる場所とする。他の主要道路沿いにおいては、住宅地側に開いた散開林を配置し公園的景観とする。

栄通りによって東西に分断されている森林は、「創造の森」では森のゲートとしてオーバブリッジを設け、ブリッジの上部に森林を形成し、人も動物も行き来できるものとする。また、運動施設区と記念植樹区の間には小動物の移動のための仕掛けを設け、生物的連続性を保つ。

その他の森林区においては、ブロック毎の特性を生かしつつ変化に富んだ多様な森林を形成すべく育成、発達させる。

また、各森林区においては、造成計画に示された活動内容を満たすために、公園的な散開林をそれぞれ配置させる。

※帯広の森利活用計画（平成6年）より抜粋

■ガイドラインにおける3つの森林タイプ

本ガイドラインの策定にあたり、平成6年に帯広の森利活用計画で区分した①原生的自然の森、②森、③散開林の3つの森林タイプを、利活用計画が策定され20年が経過したことによる状況の変化、植栽樹種や小動物の生息状況、園路等の施設や河畔林や段丘沿いの自然林の配置などの現状や、前章1-6でまとめられた課題を踏まえ、新たに目指すべき景観別に森林タイプのエリアを区分しました(図3-1)。

新たに区分した3つの森林タイプの目標像となる「目指す森の姿」は次のとおりとなっています。

①原生的自然の森

森林の保全を重視し、原生的な森林の再生を図るとともに、残存する自然植生を保全し、必要最小限の維持管理で、自然に更新していく郷土の森を目指す。

②森

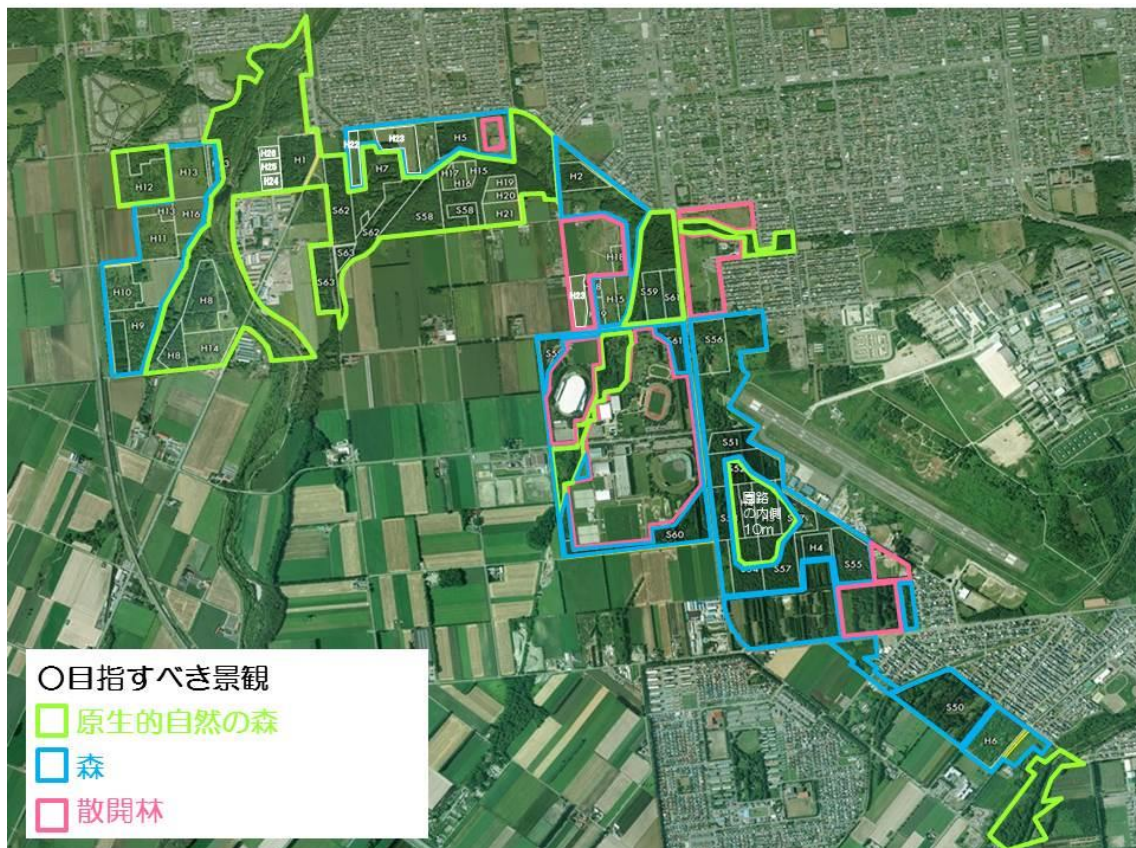
生物多様性の保全を重視しながら、場所に依じて利用者の快適性や安全確保に配慮するなど、自然度の高い森林の保全と、利用者が森林に親しむ利活用との両方に資する、郷土の森を目指す。

③散開林

森の連続性を維持しつつ、人々が森林に親しむことができる明るい景観づくりを意識するほか、快適で多様な利活用に資することができる郷土の森を目指す。

本ガイドラインでは、新たに区分した3つの森林タイプごとに目指す森の姿や管理指針を設定し、それぞれの森の特徴に合った管理手法を示し、実施していきます。

図3-1 目指すべき景観（3つの森林タイプ）



■4つの森のステージ

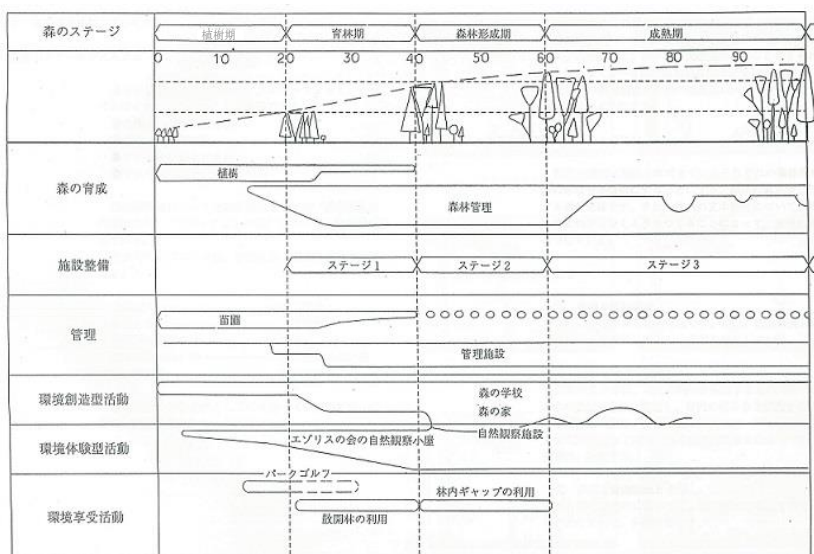
帯広の森利活用計画では、100年の計画期間で進める帯広の森づくりを「植樹期」「育林期」「森林形成期」「成熟期」の4つのステージに分けています。本ガイドラインでも同様にステージ分けを行い、「目指すべき景観別ガイドライン」の作業内容などの項目の中で、対象となる森のステージを示しています。

なお、4つの森のステージの詳細は次のとおりです。(図3-2、図4)

図3-2 4つの森のステージ



図4 100年の森づくりにおける4つの森のステージ
(平成6年帯広の森利活用計画)



■基本的な森の育成の流れ

帯広の森は昭和 50 年から造成を開始し、植樹、育樹活動などを続けていますが、樹木の生育状況などを踏まえながら、植栽樹種、植栽方法、間伐などの育成管理手法を見直してきました。

現在、帯広市で行っている、基本的な森の育成の流れは、下記のとおりです。

- ①1m 程度の苗木を 3m×3m の間隔で植樹する。
- ②苗木の生長を促すため、植樹後 5 年間、年 2 回の草刈を行う。
- ③植樹後 10 年経過を目処に、植栽木の競合を防ぎ、樹木の生長を促すため、間伐を行う。2 回目の間伐は、森の状態を確認しながら、1 回目の間伐終了後 10 年経過を目処に行う。

本ガイドラインでは、森林のタイプごとに管理指針や作業内容を示していますが、上記の森の育成の流れは、森づくりの基本となるものですので参考にしてください。

